

# 仕 様 書

## 1 業務名

欧米市場に向けた瀬戸内エリアのプロモーション画像集・動画作成事業

## 2 実施時期

契約締結の日～ 令和4年3月18日（金）

## 3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

そのためには、瀬戸内地域の美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力などを海外の現地旅行会社と旅行検討者に向けて発信し、海外から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることが必要である。

そこで、新型コロナウイルス感染症拡大により訪日旅行が困難な状況にあっても、機構がターゲット市場としている米・英・仏・独市場において、現地旅行会社の来訪旅行商品造成やメディアの情報発信に活用できるような瀬戸内地域の魅力が伝わる画像集及び動画を作成することにより、当該エリアの認知度を向上し、ポストコロナにおける誘客を図る。

※なお、ターゲット市場における機構のメインターゲットは *Experienced Traveler* 層（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者）及び *Special Interest Traveler* 層（特定の関心・趣味を目的とする旅行者）を想定している。

## 4 業務の内容

### (1) 画像データ集の作成

ポストコロナにおいて訪日旅行の訪問先を検討する際に、瀬戸内エリアを旅行先として選定するよう促すために、画像データ集を作成する。なお、画像の活用シーン例としては、機構のセールスツールとして、現地旅行会社やメディアへアプローチする際に画像データ集を共有するだけでなく、現地旅行会社の瀬戸内エリア旅行商品パンフレットやホームページ、メディアに掲載されることを想定する。

画像データ集作成にあたっては、単なる綺麗な風景の写真だけではなく、「ウェルネス」、「ネイチャー」、「プライベート」等のコロナによるトレンドや旅行スタイルの変化を意識したキーワードを基に、瀬戸内周遊コースの旅行を想起させる写真とする。また、今回は夏季及び秋季の画像を撮

影予定であるため季節性やそこでしか見ることができない限定的な風景等を可能な限り意識するとともに、3密をイメージする内容は避けることとする。

- ア 枚数：既述7県内で各県4か所以上で撮影し、1か所5枚以上合計140点以上をそれぞれ夏季、秋季の2季において撮影すること。
- イ 撮影場所：夏季及び秋季の撮影場所については提案による。
- ウ 画質：A1サイズで使える高精細・高画質で撮影すること。
- エ 保存：各画像のタイトルを日本語・英語の2か国語で記載し、フォルダーで県毎・エリア毎に分けて保存すること。
- オ 納品：DVD20組以上で納品し、別途に機構が指定するオンラインストレージへの格納作業も行うこと。

## (2) 動画の作成

画像データ集とともに瀬戸内の魅力が広く伝わる動画を作成する。動画作成にあたっては、既述の「(1) 画像データ集の作成」で記載したとおりの活用方を想定している。夏季、秋季の2季において撮影すること。

- ア 動画：1分及び5分バージョンの2種以上(BGMあり、英語字幕あり、ナレーションなし)
- イ 撮影場所：夏季及び秋季の撮影場所については提案による。ただし、5分バージョンの動画については、2季で7県を網羅すること。
- ウ 画質：動画の規格は、YouTube や facebook 等での広報にそれぞれ適した比率とし、解像度はフルハイビジョン以上とする。
- エ 納品：DVD20組以上で納品し、別途に機構が指定するオンラインストレージへの格納作業も行うこと。

## (3) 撮影

- ア 画像撮影に関しては、各県最低1か所は早朝、ナイトタイムの画像等、宿泊・滞在延長を促すような画像を撮影するように努めること。
- イ 撮影の準備、実施に係る各関係先や機構との連絡・調整を行うこと。
- ウ 撮影で利用する交通機関、宿泊施設、視察先、飲食店等の予約と手配を行うこと。
- エ 実施するにあたり必要となる経費（交通費、宿泊費、食事代等）は事業費に含むものとする。

## (4) 納品期限

納品期限までの事業実施スケジュールを明示すること。ツールの納品は、令和4年3月9日（水）までに納品すること。ただし、夏季分については、年末までを目途に先に納品すること（※）。

※機構と要相談。

#### (5) 予算

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

### 6 注意事項

#### (1) 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。
- ・セキュリティ上の脅威が見地された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。
- ・当業務遂行にあたり収集した個人情報については、法律等の規定に基づき適切に管理すること。また、万が一漏洩等が生じた際はすみやかに機構へ報告すること。

#### (2) 成果物に関して著作権並びに所有権は当機構に帰属するものとする。

### 7 報告書・成果物の提出並びに納品について

#### (1) 提出物 事業実施報告書 1部

#### (2) 提出場所 せとうち観光推進機構

#### (3) 提出期限 令和4年3月11日（金）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意すること。

- ア 事前に監督職員の承認を受けること。
- イ 事業実施状況等をわかりやすく編集すること。
- ウ 事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

### 8 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

## 9 成果物に関する権利の帰属

本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。また、第三者に委託した場合においても適用する。

- (1) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権、肖像権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 上記(1)(2)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権、肖像権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 10 その他

- (1) 機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 取材・撮影の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分とり実施すること。

(一社)せとうち観光推進機構

担当：遠藤、湯浅

TEL：082-836-3217